H 2 4 . 3 . 3 0 青森県環境生活部原子力安全対策課

「避難計画作成要領」

【作成の趣旨】

今般の福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、住民避難はこれまでのEPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲:原子力発電所のめやす8~10km)を越えた広域避難となったこと、また、去る11月17日に開催された原子力安全委員会で了承された原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方においては、これまでのEPZに代えて、急速に進展する事故等を考慮し、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域として概ね5km圏内をめやすとするPAZ(予防的防護措置を準備する区域)と、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域として概ね30km圏内をめやすとするUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)が設けられたことから、今後は、原子力施設から30km圏外へ広域避難することを念頭に避難対策を検討する必要がある。

また、自然災害と原子力災害の複合災害を想定し、情報通信が途絶し、時間的余裕がない中、速やかに避難誘導等を行うことが求められる。

このことから、万一に備え、住民等に対する避難指示の伝達、避難誘導等の主体となる市町村が、災害の初動時に的確かつ迅速に避難対策が実施できるよう、市町村が避難計画を策定する際の手引きとなる避難計画作成要領を作成するものである。

避難に際し、市町村は、避難先、避難手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があることから事案が発生してからではかなりの時間を要することになる。このため、この避難計画作成要領に基づき、あらかじめ避難単位毎の避難計画案を作成しておくことが望ましい。また、避難計画作成に当たっては、事前に定めることができる事項(避難対象地域の基礎データ(人口など)、避難先、避難経路等)をデータベース化し準備するなど工夫することも考えられる。

なお、この避難計画作成要領は、国による防災指針等の見直し検討に応じて、随時、見直すものとする。

【避難計画作成要領作成に当たっての検討事項】

1 避難実施までの流れ

実際に災害が発生した場合、市町村は、国、県、事業者及び防災関係機関とと もに、オフサイトセンターに参集し、原子力防災対策の検討を行うこととなる。

原子力緊急事態宣言が発出されると、オフサイトセンター内に合同対策協議会が組織され、関係機関からの交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等の情報や市町村の情報をもとに、避難に関する措置の実施に向けた検討が行われ、避難指示に向けた具体的な項目についての調整を市町村と行うこととなる。

2 複合災害時を想定した対応

地震・津波等による災害と前後して原子力災害が発生するいわゆる複合災害の場合は、国、県及び市町村等は、オフサイトセンターに活動要員を派遣することが困難になるとともに、通信の途絶等によりオフサイトセンターとしての機能が低下することも想定し、政府の原子力災害対策本部やオフサイトセンター、県及び市町村の災害対策本部間の連絡が確保できる体制を構築することが重要となる。

3 PAZ、UPZを踏まえた対応

PAZ圏内の住民等は、緊急事態発生時速やかに避難することが必要であることから、予め、避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて避難計画に位置付けるなど、地域住民との情報共有が必要となる。

また、UPZ圏内の住民等の避難は、環境モニタリングの継続的な実測値に基づいて判断されることとなることから、避難対象地区ごとに、避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて、PAZの場合と同じく、避難計画に位置付けるなど、地域住民との情報共有が必要となる。

※ 現在国において検討されている考え方

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)は、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域であり、今後、緊急事態区分を国において検討し、緊急事態区分毎の判断基準(EAL:緊急時活動レベル(※現行の10条、15条事象に相当するもの))を事業者が予め策定し、万一の際には、このEALに基づいて、緊急事態区分を事業者が判断することとされている。

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)は、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準(OIL:運用上の介入レベル)、EAL等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、OILは国が予め策定することとしている。また、そのための環境モニタリング体制の整備は国が主導的に行うこととされている。

なお、防災対策を重点的に充実すべき地域ではないが、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:参考値として原子力発電所から概ね50km))の考えが示されている。

今後、国において、PAZ、UPZを踏まえた避難の具体的な意思決定手続及びPPAについて、検討が進められ、基準等が示された時点で、改めて、整理することとする。

4 経由地点の検討

避難経路や輸送手段が限られている中で、短時間で効率的にできるだけ多くの住民を避難させることができるよう、避難元市町村から避難先市町村までの移動距離や市町村が保有するバスの数などの個別具体的な状況、避難の緊急性等に応じ、避難対象地域外で避難経路の中間となるような場所に経由地点を設けることを検討する。

5 避難誘導中の環境放射線モニタリング

避難者の安全確保のため、避難誘導中のモニタリングについて職員等が測定・ 判断できるよう、平常時から資機材の整備、職員の教育、訓練の体制整備につい て検討する。

6 市町村の現状把握

迅速かつ円滑な避難住民の誘導を行うためには、住宅地図、道路網のリスト、 避難先市町村の避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備しておく必要があ る。基礎的な資料は、万が一の時に直ちに使用できるようにしておくことが重要 である。

【基礎的資料】 (参考)

・住宅地図(住宅の状況、世帯数など人口データ)

※住宅地図に世帯毎の情報(家族構成、災害時要援護者の有無、空家の有無など)を記載するなど、可視化して効率的な避難に使用する。

・道路網のリスト(避難経路として想定される高規格道路、国道、県道、市町 村道等の道路位置)

※避難ルートの可視化、避難誘導、交通規制のための人員配置の決定などに使用する。

・輸送力のリスト(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)

※避難手段の手配などに使用する。

・避難施設のリスト(避難住民の収容能力、附帯設備、住所、連絡先等) ※避難計画作成時に使用する。 ・備蓄物資、調達可能物資のリスト(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要 な民間事業者名・連絡先)

※原子力災害発生時に混乱しないよう予め整理し、準備するためのもの。

- ・関係機関の連絡先一覧、協定(連絡先、地図、協定関連書類等) ※原子力災害発生時に混乱しないよう予め整理し、準備するためのもの。
- ・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧(代表者・代理者の自宅及び勤務先の連絡先等)

※防災無線、広報車等での周知の以外の周知方法として市町村の伝達先として予め整理し、準備するためのもの。

・災害時要援護者避難支援プラン(災害時要援護者情報の把握、避難支援者や 担当している介護保険事業者名等)

※災害時要援護者の避難実施にあたり、その基となるプランで、市町村においては、予め策定しておく必要がある。

7 避難計画の周知・啓発

避難計画の全体像が分かるように、日頃から避難所、避難方法、屋内退避の方法等に関する住民への周知に努める。また、避難計画に基づく避難訓練を定期的に実施し、住民が自らとるべき行動を理解できるような取組を市町村とともに実施することについて検討する。

【避難計画作成手順】

○予め避難計画に記載する事項(記載例:青色で塗りつぶした項目)

- ・避難対象地域に関すること 避難対象地域ごとの人口、世帯数、災害時要援護者の内訳など
- ・避難先市町村に関すること 避難先市町村名、避難先施設、所在地、収容可能人数など
- ・避難に関すること 避難経路、輸送手段、災害時要援護者の避難方法、残留者への対応、避難時の留 意事項など
- ・その他 避難誘導時の留意事項、避難計画の伝達方法など

〇事態の推移に応じた検討、対応等

10条通報

(原災法第10条第1項:原災法施 行令に定める特定事象の発生)

- 事業者(原子力防災管理者)から知事、立地市町村長へ通報
- ・知事から関係周辺市町村長へ通報
- ※この時点で、市町村は、予め避難実施に向けた検討をすることが望ましい。

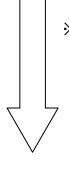
◎検討・確認等すべき事項

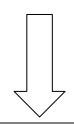
- ・予め作成している避難計画案を基に避難計画を作成
- · SPEEDI 情報等の確認
- ・県、避難先市町村との連絡、避難計画伝達先(町内会長など)へ事前連絡
- ・関係機関への連絡(避難手段の準備要請など)
- ・避難手段の検討
- ・災害時要援護者の先行避難に向けた検討
- ・避難誘導資機材の確認(モニタリング機器等)

安全規制担当省庁が15条に該当する原子力緊急事態と判断

・オフサイトセンターの原子力災害現地対策本部長は地方 公共団体の長へ公示案、避難又は屋内退避の指示案を送付 (緊急事態応急対策を実施すべき地域、原子力緊急事態の 概要、要避難地域などが示される)

- ※市町村は、避難実施に向けた最終調整を行う。
 - ◎検討・確認等すべき事項
 - ・関係機関の対応状況確認
 - ・避難開始時間等の検討、避難手段の手配、県への協力要請
 - ・避難先市町村に対する避難所開設、受入準備協力要請(災害時要援 護者の先行避難、食事の調整など)





- ・災害時要援護者の先行避難の実施
- ・残留者対応の検討(対応する人員毎の対象区域、開始・終了時間、対応方針など)

原子力緊急事態宣言 (原災法第15条第2項)

・オフサイトセンターの原子力災害現地対策本部長が緊急 事態応急対策を実施すべき市町村長、知事に対し避難又は 屋内退避の指示

◎市町村が実施すべき事項

- ・避難計画の決定(避難開始時間等の決定)
- ・防災無線、広報車による周知及び避難計画伝達先への連絡
- ・避難の実施
- ・残留者の確認

※国において、PAZ、UPZを踏まえた避難の具体的な意思決定手続について検討が進められ、基準等が示された時点で、改めて整理する必要がある。

【避難計画記載要領(避難計画に定める事項及び留意点)】

①避難指示の内容

最初に、オフサイトセンターの原子力災害現地対策本部長からの「屋内退避・ 避難の指示」の内容について記載することとなるが、内容が具体的で詳細な場合 は、「別添のとおり」と記載し、添付することも考えられる。

②原子力緊急事態の概要

(事故の状況、放射線等の状況など)

「事態の概要」については、国からの原子力緊急事態に係る公示の内容から判明している事項を記載する。また、SPEEDIの放射性物質の拡散予測や気象の状況等についても記載する。

※なお、記載例では、SPEEDIによる放射性物質の拡散予測に係る情報提供については、オフサイトセンター等から提供されるものとして記載している。

③避難の概要

(避難対象地域、避難先、避難方法、避難開始予定時間など)

避難に関する大きな方針について記載するものとする。

避難開始予定時間及び完了予定時間については、避難を実施する際に検討し記載する。

(留意点)

避難先での地域コミュニティーを考慮した避難実施単位とする。

具体的には、避難が必要な地域の住所を明示するとともに、町内会、事業所等、 地域の実情に応じた適切な実施単位を記載する。

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

④関係機関の状況

(公共交通機関の状況、交通規制情報、立入制限情報、治安確保対策情報など) 警察、消防、自衛隊などの関係機関の活動状況について関係機関と協議・確認 した内容を記載する。

また、公共交通機関の運行状況などを確認した内容を記載する。

(留意点)

あらかじめ各機関の連絡窓口等の担当部署、連絡先を確認しておく必要がある。

⑤避難者数(避難単位毎)

(地区名、避難者数、災害時要援護者数など)

住民基本台帳や災害時要援護者リスト等を用いて、あらかじめ地区毎の避難者 数を記載する。

(留意点)

病院や社会福祉施設等がある場合には、入院患者数や入所者数についても把握

しておく必要がある。

⑥一時集合場所、避難施設

(避難先市町村、避難施設名、所在地、連絡先、担当者氏名・連絡先など)

「一時集合場所、避難施設」の記載については、広域避難が基本となることから、予め調整した避難先市町村、地区毎の避難先施設の内容を記載すること。

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 を具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

(留意点)

避難先市町村の避難所データについては、避難先市町村の調整後、避難元市町村に提供することとしており、避難先施設の調整は、避難元市町村が行うこととなる。

なお、避難先での救護所の設置、スクリーニング体制の確保のための調整が必要。

⑦避難手段

(鉄道、バス、船舶、自家用車の別、避難手段の考え方、災害時要援護者への 対応など)

バス等による集団避難を原則として実施する。(但し、自家用車による避難の 場合については、別途、検討が必要である。)

(留意点)

バス等が十分用意できない場合、避難実施に当たり時間がない場合や集団避難が困難な災害時要援護者が支援者とともに避難する場合は自家用車を用いた避難を考慮するなど、「避難手段」については、予め地域の輸送力などを考慮し検討する必要があること。

なお、県では、避難手段について、指定地方公共機関を中心に調査し、その内容については、県地域防災計画(原子力編)の資料編に記載することとしているが、関係市町村においても、市町村が所有する車両や関係市町村内に所在する企業の車両状況について把握することに努める必要がある。

⑧避難経路

(使用する道路名、交通規制情報など)

「避難経路」については、避難経路等の詳細を具体的に記載する。

9 避難誘導方法

(避難施設への避難方法、災害時要援護者の避難方法)

「避難方法」については、各市町村で、予め誘導の実施単位及びその実施単位 毎の輸送手段、避難経路、避難先、スクリーニングポイント等を調整し記載する。 病院入院者、福祉施設入居者などの災害時要援護者等、自ら避難することが困 難な者の避難誘導を円滑に実施するための搬送体制、支援体制などの対応方法を 記載する。

(留意点)

原子力災害の場合、災害時要援護者の中でも特に子どもへの影響が大きいことから、子どもへの対応方法を検討し記載する。

帰宅困難者、旅行者への対応方法について検討する必要がある。

誘導責任者を予め定めておき、万一の際の連絡方法、役割などについて周知を 図る必要がある。

⑩対応要員の配置計画

(配置場所、人数など)

「対応要員の配置」については、避難先の他、避難経路、一時集合場所、避難の要所、主要交差点等に、職員、消防職団員等、実際に対応可能と考えられる人員数を決定し、記載する。

(留意点)

職員等の配置計画については、あらかじめ配置場所、動員計画などについて検 討して定める必要がある。

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、対応要員の配置及び担当 業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑪残留者への対応

(確認方法、確認開始予定時間、確認終了予定時間など)

避難対象地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法(確認者、開始及び終 了予定日時等)を決定し、記載する。

残留者の確認開始予定時間及び終了予定時間については、避難を実施する際に 検討し記載する。

(留意点)

残留者の確認方法については、あらかじめ確認マニュアル(住宅地図、世帯構成がわかる資料、動員計画、担当する区域、確認の際の応答要領など)などを作成し定めておく必要がある。

⑩安定ヨウ素剤の予防服用

(安定ヨウ素剤服用の有無、配布の有無など)

安定ヨウ素剤の配布・服用は、青森県緊急被ばく医療マニュアルに基づき行うことから、過不足なく確実に住民の手に渡るよう確認するため記載する。

(留意点)

安定ョウ素剤が迅速かつ確実に配布でき、服用指示の判断が迅速かつ確実に伝わる体制の構築を図る必要がある。

安定ヨウ素剤が配布される事態においては、吸入による内部被ばくを避けるためにも、外気を取り入れないよう換気設備に留意すること。

③避難誘導時の食料の支給

(支給場所及び時間)

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

(留意点)

避難先市町村とは、食事の提供等について、予め調整等を行うことが必要である。

(4)避難時の留意事項

(住民への伝達事項)

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう貴重品など必要最小限の携行品、施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくを避けるための服装について記載する。

また、スクリーニング検査(身体汚染)により、服装が汚染している場合に備え、着替えをビニル袋に入れて携行することなどについて記載する。

(避難所では、生活必需品の支給などがあること。服装は、季節や性別、年齢に関係なく長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マスク等を身につけ、汚染を避けるため皮膚の露出を避けること。など)

⑤誘導時の留意事項 (職員等用)

職員等が避難住民を誘導するに際しての、心得、安全確保、服装等について記載する。また、避難者の安全確保のためモニタリング実施体制について記載する。 記載例では、職員が線量測定できることを前提に記載している。

(16) その他

避難計画の伝達方法、伝達先や職員間の連絡手段を記載する。また、問い合わせや避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先を記載する。

(留意点)

避難計画の伝達先、連絡先については、確認し、予め用意する。

①緊急時連絡先

(対策本部の連絡先、職員間の連絡先)

避難計画(〇〇村〇〇地区)

○○市町村長 月 日 時 分現在

1 避難指示の内容

(例1)

- 1. 〇〇村の〇〇地区、〇〇地区の区域内の居住者等については、指示に従って避難すること。
- 2. 〇〇村の〇〇地区、〇〇地区の区域内の居住者については、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
- 3. 上記以外の区域内の居住者等については、現時点では特別な行動を起こす必要はない。

今後、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意するとともに、新たな指示が出された場合には、その指示に従うことが必要である。

(例 2)

別添のとおり

2 原子力緊急事態	の概要				
緊急事態該当事象発生日時	平成 <i>〇〇</i> 年 <i>〇〇</i> 月 <i>〇〇</i> 日 <i>〇〇</i> : <i>〇〇</i> (頃)				
発生場所	OOOO (株) OO原子力発電所O号機				
被害状況	現在のところなし				
放射線等の状況	排気筒モニタの値: 異常なし				
	敷地周辺モニタリングポストの値:異常なし				
放射性物質の拡散予測	OO月OO日OO:OOの SPEEDI 予測図面、最大線量出現方向:北東(避				
	難が必要な50mSvを超える地域は概ね北東方向5キロの範囲)(図面				
	添付)				
気象状況 (現在)	天候:くもり 気温:20℃ 風向:東 風速:2m/s				
気象状況 (避難時)	天候:くもり 気温:17℃ 風向: <i>南西</i> 風速:2m/s				
その他特記事項	原子炉冷却機能喪失				
3 避難の概要					
避難対象地域	OO村OO地区				
避難先市町村	〇〇市				
避難方法	一時集合場所である〇〇小学校へ集合し、〇〇市の〇〇小学校へバスで				
	避難				
避難開始予定日時	OOAOOH OO:OO				
避難完了予定日時	OOAOOH AA:OO				
その他留意事項等	災害時要援護者については、支援者とともに自家用車で避難するものと				
	する				
4 関係機関の状況					
警察	OOからOOに至る主要交差点にて交通規制実施。避難対象地域及びそ				
措置の状況	の周辺において、パトロール実施中。				

消防	広報車等による住民への広報活動実施中。					
その他						
公共交通機関	OO線、運行停止。路線バス、運行停止。					
5 避難者数(単位	人)					
地区名	00地区□□	00	地区△△		合計	
避難者数(計)	200人	1 5	0 N	_	350人	
うち災害時要援護者数	20人	5	0人(住民	_	70人	
		・オ	、院患者数)			
うち外国人等の数	5人		0 J	_	5人	
6 一時集合場所、	壁難施設					
6-1 一時集合場所						
避難対象地域	00地区口口	00)地区△△			
一時集合場所名	00小学校		高校			
所在地	<i>○○村■■</i>	00)村××			
連絡先 (電話等)						
連絡担当者						
一時集合場所への交通手段	徒歩	徒步	-			
その他留意事項等						
6-2 避難施設						
避難先市町村	OO市 O		市			
避難施設名	〇〇市総合体育	00)小学校体育			
	館	館				
所在地	OO#OO 00		市■■			
収容可能人数(人)	250人 1		? O J.			
連絡先(電話等)						
連絡担当者	避難先:〇〇	避難	先:00			
その他留意事項等	救護所設置済					
7 避難手段						
輸送手段	鉄道・ バス			自家用車・		
輸送手段の詳細	種類(車種等)		乗合仕様バス	(普通)、観光仕	様バス(普通・大	
			型)			
	台数		乗合仕様バス	2台、観光仕様バ	ス 5 台	
	 輸送可能人数 /	台	乗合仕様バス50人、観光仕様バス50人			
	連絡先		〇〇観光:			
輸送力配分の考え方				、バス3台で避難。 		
その他の避難手段	災害時要援護者		集団避難が困難な者に対しては、支援者とともに			
			· • · · · ·	る避難を実施する。		
	その他(入院患者等) 避難先地域の病院と調整を行い、救急車等によ			、救急車等による		
			搬送を行う。			

	経路						
避難に使	用する道路	主要な避難道路は、	、○○市までは、県道○○線及び県道△△線、○○				
		市から△△市へは、	国道〇〇号、国道〇号	とする。詳細は、別添地図			
		のとおり。					
	実施担当機関	○○警察署、△△	○○警察署、△△警察署				
交通規制	規制場所	速やかに避難させん	る必要があるため、警察では、主要な避難経路のう				
		ち、別紙に示す区/	間で交通規制を行う。				
その他留	意事項等						
9 避難	誘導方法						
地区名			○○地区□□ ○○地区△△				
一時集台	予場所への	誘導の実施単位	町内会単位	町内会単位			
避難方法		交通手段	徒歩	徒歩			
		一時集合場所	〇〇小学校	△△高校			
	•	集合時間	00月00日 00:	00			
	•	その他(誘導責任者	町内会長	自主防災組織の長			
		等)					
避難施討	とへの 避難	誘導の実施単位	町内会単位	町内会単位			
方法		輸送手段	バス	バス			
避		避難経路	「県道〇〇線」「国道	「県道△△線」「国道○			
			00号」(詳細は別添	〇号」(詳細は別添経路			
			経路図参照)	図参照)			
		避難先市町村	00市	00市			
		避難施設	OO市総合体育館	〇〇小学校体育館			
		避難開始予定日時	○月○日 14:00	○月○日 15:00			
避美		避難完了予定日時	○月○日 19:00	○月○日20:00			
		スクリーニングポイ	00市総合体育館	OO市総合体育館			
		ント					
		その他(誘導責任者	00村職員00	○○村職員△△			
		等)					
災害時要	更援護者等	誘導の実施単位	災害時要援護者の避難え	で <i>援プランに基づいて個別</i>			
の避難方	法		に設定。				
	·	災害時要援護者	災害時要援護者の区分に	に応じた対応を実施。			
		への支援事項					
		輸送手段	輸送手段 バス				
		避難経路	「県道〇〇線」「国道	「県道△△線」「国道〇			
			00号」(詳細は別添	〇号」(詳細は別添経路			
			経路図参照)	図参照)			
		避難先市町村	00市	00市			
避難施設			00市総合体育館	〇〇小学校体育館			

	避難開始予定日時	○月○日12:00 C	月 ()日 1 3 : 0 0				
	避難完了予定日時	○月○日12:00 C	_				
	その他留意事項等	集団避難が困難な者に対しては、支援者とともん					
		自家用車により避難を実施する。					
		△△小学校児童については、学校単位で、○○市					
		〇〇小学校への避難を実施する。					
		村内に留まっている帰宅困難者や旅行者に対して					
		は、原子力緊急事態の概要	を説明し、一緒に避難				
		を実施する。(避難先にお	いて、帰宅困難者等の				
		帰宅の方法等を検討する。)				
10 対応要員の配置	計画						
配置場所	一時集合場所(2カ	所)、避難先(2カ所)、主勢	要な交差点(10カ所)				
人数	28人(2人/(1カ房	F)×14カ所)					
	※配置図に氏名と連	絡先を記載する。					
担当業務	一時集合場所:避難	者の確認					
	避難先:受入の準備	<i>、避難所周辺のモニタリング</i>					
	主要な交差点:避難	主要な交差点:避難先への誘導					
連絡先							
11 残留者への対応	11 残留者への対応						
確認対象地区	〇〇地区、△△地区						
確認者	〇〇村職員、消防職	団員(10名程度:誘導に当	たらない職員等から割				
	り当てる)						
確認開始予定日時	OO月OO日 (O) OO:OO開始						
確認終了予定日時	OO月OO日 (O) AA:OOまで						
確認方法		防災行政無線及び広報車による呼びかけ、戸別訪問					
12 安定ヨウ素剤の	T						
安定ョウ素剤予防	│予防服用の指示 有 │	り ・ 予防服用の指示	無し				
服用の指示の有無							
安定ョウ素剤の配	配布を受けた	(有) • 配布を受け [•]	ていない(無)				
布の有無	IB A						
安定ヨウ素剤の配		00村役場					
布(予定)場所		〇〇市総合体育館(予定) 					
	0月0日 00:00頃						
時期							
13 避難誘導時の食物							
食事時間		しない。避難施設到着後支給。	,				
食事場所	〇〇市総合体育館(避難先施設)					
提供する食事の種類	パン、牛乳						
実施担当部署	〇〇市福祉部						

連絡先	
14 避難時の留意事項	頁(住民への伝達事項)
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、運転免許証等身分を証明するもの、最小限の
	着替えや日常品、服用中の薬、非常持ち出し品等を携行するものとする。
	服装は、性別、年齢に関係なく長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マ
	スクを身につけ、外部被ばくを避けるため皮膚の露出を避けること。
	<i>隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</i>
時期等の特性	冬期においては、防寒にも留意すること。
15 誘導時の留意事項	頁(職員等用)
基本事項	職員は、冷静沈着に、毅然とした態度を保つこと。
	防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明
	確にし、その活動に理解を求めること。
モニタリング	避難誘導中、定期的に測定し、測定結果を避難住民に伝えるとともに、
	対策本部にも連絡し、情報共有を図る。
16 その他	
避難計画の住民へ	防災行政無線を用いて、対象地域に避難作成要領の内容を伝達。広報車、
の伝達方法	消防車両等の活用。
	伝達先として、予め指定している町内会長、自主防災組織の長、民生委
	員等に FAX 等により送付。
避難計画の伝達先	伝達先一覧表による
職員間の連絡先	別添電話番号表一覧
17 緊急時連絡先	
〇〇村災害対策本	電話:
部	FAX:

(凡例)

予め避難計画に記載する事項

避難を実施する際に検討し記載する事項

避難計画									
								00	市町村長
							月	日 時	分現在
1 避難指示	の内容								
2 原子力緊	急事態の	の概要							
緊急事態該当事象夠	発生日時	平成	年	月	日	:	(頃)		
発生場所									
被害状況									
放射線等の状	況								
放射性物質の拡	散予測								
気象状況(現	(在)	天候:		気温:		風向:	風速	:	
気象状況(避	難時)	天候:		気温:		風向:	風速	:	
その他特記事	項								
3 避難の概	要								
避難対象地域	:								
避難先市町村	•								
避難方法									
避難開始予定	2日時								
避難完了予定	日時								
その他留意事	項等								
4 関係機関	の状況								
	警察								
措置の状況	消防								
	その他								
公共交通機関]								
5 避難者数	(単位:	: 人)							
地区名								•	合計
避難者数(計	-)								
うち災害時要摂	援護者数								
うち外国人等の)数								
6 一時集合場所、避難施設									
6-1 一時集合場所									
避難対象地域	ì								
一時集合場所	名								
所在地									
連絡先(電話	等)								

連絡担当者					
一時集合場所への交通手段					
その他留意事項等					
6-2 避難施設					
避難先市町村					
避難施設名					
所在地					
収容可能人数(人)					
連絡先 (電話等)					
連絡担当者					
その他留意事項等					
7 避難手段					
輸送手段	鉄道 ・ バス	- 船舶	・ 自家用車	- その他()	
輸送手段の詳細	種類 (車種等)				
	台数				
	輸送可能人数				
	連絡先				
輸送力配分の考え方					
その他の避難手段	災害時要援護者				
	その他(入院患者等)				
8 避難経路					
避難に使用する道路					
実施担当機	對				
交通規制 規制場所					
その他留意事項等					
9 避難誘導方法					
地区名					
一時集合場所への	誘導の実施単位				
避難方法	交通手段				
	一時集合場所				
	集合時間	月	日 :		
	その他(誘導責任者				
	等)				
避難施設への避難	誘導の実施単位				
方法	輸送手段				
	避難経路				
	避難先市町村				
	避難施設				
		i e	1		

	避難開始予定日時	月月	H	:	月月	H	:
	避難完了予定日時	月	日	:	月	日	:
	スクリーニングポイ						
	ント						
	その他(誘導責任者						
	等)						
災害時要援護者等	誘導の実施単位						
の避難方法	災害時要援護者						
	への支援事項						
	輸送手段						
	避難経路						
	避難先市町村						
	避難施設						
	避難開始予定日時	月	日	:	月	日	:
	避難完了予定日時	月	日	:	月	日	:
	その他留意事項等						
10 対応要員の配置	計画						
配置場所							
人数							
担当業務							
連絡先							
11 残留者への対応							
確認対象地区							
確認者							
確認開始予定日時							
確認終了予定日時							
確認方法							
12 安定ヨウ素剤の							
安定ョウ素剤予防	予防服用の指示有	すり・	予	防服用の指	言示無し	,	
服用の指示の有無							
安定ョウ素剤の配	配布を受けた	(有)	•	配布を受	けてい	ない	(無)
布の有無							
安定ョウ素剤の配	有の場合						
布(予定)場所	無の場合						
安定ョウ素剤服用							
時期							
13 避難誘導時の食物	料の支給						
食事時間							
l							

食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
連絡先	
14 避難時の留意事項	頁(住民への伝達事項)
基本事項	
時期等の特性	
15 誘導時の留意事項	頁(職員等用)
基本事項	
モニタリング	
16 その他	
避難計画の住民へ	
の伝達方法	
避難計画の伝達先	
職員間の連絡先	別添電話番号表一覧
17 緊急時連絡先	
災害対策本部	電話:
	FAX:

附属書類

- 1 「避難単位毎の避難施設」
- 2「電話番号表一覧」
- 3 「伝達先一覧表」